

## 出納長の選任についての反対討論（要旨）

2005 年 3 月議会

2005/3/23

ただいま上程されました、出納長に仮屋基美（かりやもとみ）氏を選任する人事同意議案につきまして、わが党は反対し、討論いたします。

出納長制度は、出納の執行を都道府県知事から職務上、独立した機関の責任の下に一元的に行わせようとするものであり、地方自治法第 170 条には、出納長は会計事務をつかさどるとして、現金、小切手、有価証券、物品などの出納及び保管を行い、その記録管理や支出負担行為に関する確認、決算の調整に当たる旨が明記されています。

具体的には「鹿児島県会計規則」の第 12 条に「予算に関連する条例、規則、訓令、告示、公告、通達または要綱その他の内規の制定または改廃」について、部長は出納長に合議しなければならないこと。また、第 62 条に、支出負担行為の事前審査として、出納長が「予算の目的に反しないか」「契約の締結方法等は適法であるか」などの審査をすること。第 122 条に、出納長は物品の出納命令の「適否を審査」すること。また出納長は「会計検査」を行うことなどの職務が明記されています。さらに、地方自治法第 232 条の 4 には、出納長は普通公共団体の長の支出命令があったとしても「当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係わる債務が確定していることを確認した上でなければ支出をすることができない」という支出拒否の権限も有していることが明記されており、出納長は、単に現金や物品の出し入れの事務的責任者としての役割ではなく、内部牽制的な役割と責任を負っているのです。

このような出納長の果たすべき役割を考えたときに、仮屋氏が、その任にふさわしいか疑問であります。

現在、本県の財政は危機的状況にあり、縮減した予算編成の下で、住民サービスの低下や、住民への負担増が懸念される状況であります。この根本的原因である普通建設費を増加させ、県債残高を増大させていく課程において、仮屋氏は、これまで、県幹部職員として、自民党県政を支えて来られており、その責任の一端を担っていることは明らかであります。特に 2000 年から 2002 年にかけての土木部次長時代は、人工島について人工島建設反対の世論が高まった時期であります。県は、県民の声に耳を傾けることなく、工事を続行し、現在にいたっております。

以上のように、県幹部として勤められてきた経歴を鑑みたとき、知事から独立した機関としての出納長の役割を求める上で、氏の出納長の選任には同意できないのであります。以上で討論を終わります。